

中土佐町成年後見制度利用促進計画

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が不十分となり財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すると考えられます。

中土佐町では、平成29年3月に第2期地域福祉計画（2017年～2021年）を策定したなかで、権利擁護支援の充実を推進方策の一つに示し、権利擁護支援センター事業の実施、権利擁護の広報啓発の充実、対象者の状況に応じ専門的な機関等の連携をはかり重層的に取り組む体制づくりを行いながら、成年後見制度の利用促進にも取り組んでいます。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、平成28年法律第29号で「成年後見制度の利用に関する法律」（以下「促進法」という。）、それに基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）を定めました。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害などで、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方々に対し、判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護し、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とした制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)*以下「促進法」とする。

成年後見制度の利用の促進について基本理念(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視)を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。

基本理念

●ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

●自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

●身上の保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)*以下「基本計画」とする。

成年後見制度利用促進法に基づき、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むために策定されました。

基本計画のポイント

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善/イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

国の基本計画では、市町村の役割について、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものと定められています。

中土佐町でも、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親亡き後の障害者等の増加が見込まれ成年後見制度利用の必要性が高まると考えられることや、地域で障害者やその家族が安心して生活していけるためにも、権利擁護支援のさらなる充実に向け、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう「中土佐町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2. 中土佐町の権利擁護支援の取り組み経緯

中土佐町では、第1期地域福祉計画（平成24年度～28年度）の段階から権利擁護支援体制づくりに取り組んできました。

人材育成や支援体制検討のため、先駆的な取り組みを行っている自治体等への視察及び意見交換を行ってきました。また、権利擁護の視点が重要であり支援が展開しづらい事例についても、支援者がスーパーバイズを受け適切な支援につなげる場を、平成26年度から継続的に設けてきました。調査活動としては、平成27年度に「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」と、権利擁護に関わる庁内職員や関係団体へのヒアリング調査を実施しました。その結果、成年後見への理解度や認知度はまだまだ十分とは言えないことが明らかになりました。

しかし同時に、「中核的な権利擁護支援機関」の必要性が認識され、調査活動自体が広報・啓発の役割を果たしたことで個別的な対応だけではなく地域福祉を基盤とした権利擁護支援が重要であるとの合意形成がなされたため、第2期地域福祉計画への位置づけの明確化を行うことになりました。

「中核的な権利擁護支援機関」となるセンター設置に向けた庁内各事業所へのPRに加え、事業所が把握している権利擁護に関する困りごと等の聞き取り調査も並行して実施してきました。また、権利擁護を身近に感じてもらうための住民向け啓発活動では、平成26年度から住民参加型の権利擁護劇を町内3地域ごとで開催して、浸透を図っています。

平成28年度より、具体的な権利擁護支援に向けて「権利擁護支援システム推進委員会」を立ち上げ、中土佐町型の支援体制構築に向けた検討を行ってきました。センターの役割、機能及び運営に関する内容のみではなく、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うことを目的として、センター開設後も引き続き運営しています。

平成29年度より、「権利擁護支援センター」の設置運営に至りました。

年度		2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	
地域福祉計画		第1期計画期間					第2期計画期間		
人材育成・研修事業	先駆的な取り組み自治体訪問		愛媛県久万高原町社協との意見交換	佐川町社協との意見交換	大阪府堺市社協との意見交換	愛知県高浜市社協との意見交換			
	事例検討会（スーパービジョン）			11回	9回	7回	10回	11回	
調査活動					・アンケート調査（事業所） ・庁内ヒアリング		事業所ヒアリング（権利擁護支援センターPR）		
啓発活動				権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	
権利擁護支援システム推進委員会					準備	3回	2回	3回	
権利擁護支援センター							7月開所		

3. 中土佐町成年後見制度利用促進計画の性格と位置付け

成年後見制度利用促進計画は、促進法に基づき策定する計画であり、促進法第23条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用促進に関する政策に関する基本的な計画として位置づけ、地域福祉を基盤とした権利擁護支援が重要であるとの観点に立ち、地域福祉計画に包含した計画として、関連する保健福祉計画との整合や連携を図ります。

4. 中土佐町成年後見制度利用促進計画の策定のための取り組み及び体制

「権利擁護支援システム推進委員会」において本計画案を作成し、地域福祉計画の中間見直しを行うための「地域福祉計画策定委員会」に提案し、計画内容の検討・審議を行います。

	成年後見制度利用促進計画	地域福祉計画
	権利擁護支援システム推進委員会	地域福祉計画策定委員会
2019（平成31）年 2月26日	素案の検討	
2019（令和元）年 5月28日	計画案の作成	
2019（令和元）年 11月26日（予定）	計画案の再検討	地域福祉計画中間見直し会議1回目
2020（令和2）年 2月（予定）		地域福祉計画中間見直し会議2回目
2020（令和2）年 3月（予定）	地域福祉計画（中間見直し完了）	成年後見制度利用促進計画

5. 本計画の期間

国の基本計画は、2017年度から2021年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとされています。第1期となる中土佐町成年後見制度利用促進計画の期間は、第2期地域福祉計画期間に合わせて2020年度から2021年度までの2年間とします。

	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31(令和元)年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
国					
中土佐町					

6. 本計画の進行管理及び点検・評価

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、「権利擁護支援システム推進委員会」の機能を活用し、国等の動向も踏まえながら、成年後見制度の利用の促進に関する取り組み状況の点検、評価等を定期的に行うこととします。

さらに地域福祉計画に包含した計画であるため、「地域福祉計画推進会議」において進行管理・点検評価も行い、さらに「地域福祉計画策定委員会」において次期計画策定に向け、進捗状況の確認や必要な事項を調査審議するものとします。

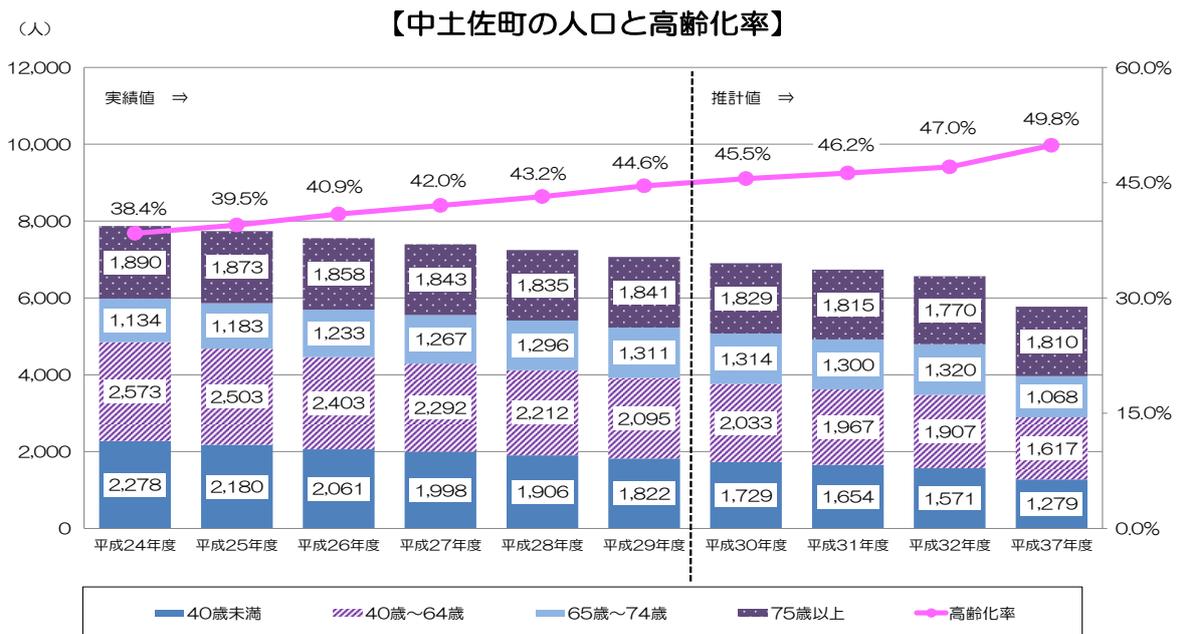
計画	進行管理・点検 ・評価等実施組織	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	備考
中土佐町成年後見制度 利用促進計画	権利擁護支援システム 推進委員会	○	○	
地域福祉計画	地域福祉計画推進会議	○	○	
	地域福祉計画策定委員会		○	第3期地域福祉 計画策定のため の審議

第2節 中土佐町における成年後見制度に関する現状

1. 高齢者数の状況

総人口は、平成24年度（7,875人）から平成29年度（7,069人）とでは806人減少していますが、65歳以上人口は、平成24年度（3,024人）から平成29年度（3,152人）とでは128人増加しています。平成29年度には高齢者人口のピークに達し、以降は減少に転じると予測されています。また、後期高齢者数については平成24年度に既にピークを迎えています。

	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2025年度 令和7年度	
総人口	7,875	7,739	7,555	7,400	7,249	7,069	6,905	6,736	6,568	5,774	
年齢別人口	40歳未満	2,278	2,180	2,061	1,998	1,906	1,822	1,729	1,654	1,571	1,279
	40～64歳	2,573	2,503	2,403	2,292	2,212	2,095	2,033	1,967	1,907	1,617
	65歳以上	3,024	3,056	3,091	3,110	3,131	3,152	3,143	3,115	3,090	2,878
	65～74歳	1,134	1,183	1,233	1,267	1,296	1,311	1,314	1,300	1,320	1,068
	75歳以上	1,890	1,873	1,858	1,843	1,835	1,841	1,829	1,815	1,770	1,810
高齢化率	38.4%	39.5%	40.9%	42.0%	43.2%	44.6%	45.5%	46.2%	47.0%	49.8%	

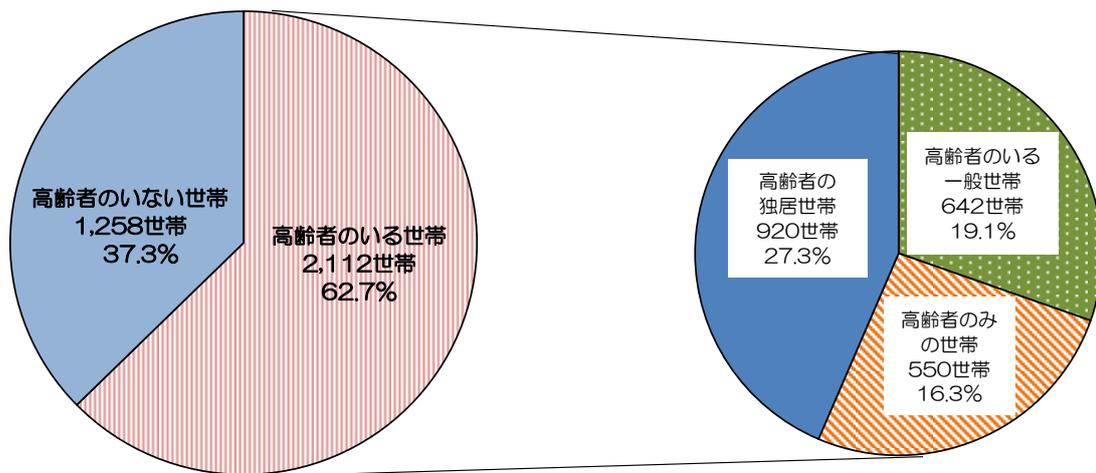


2. 高齢者世帯の状況

平成29年9月末現在で高齢者のいる世帯の状況は、2,112世帯であり、全世帯数の62.7%を占めています。

高齢者がいる世帯の内訳は、高齢者のいる一般世帯642世帯、高齢者のみの世帯が550世帯、高齢者の独居世帯が920世帯となっています。

【高齢者の世帯状況】平成 29 年 9 月末現在（施設入所者除く）



資料：中土佐町

3. 障害者の実態

1) 療育手帳所持者の実態

療育手帳の所持者数は増加傾向にあります。療育手帳の程度別の推移をみると、軽度 B2 の手帳所持者が微増傾向にあります。

■年齢 3 区分別（各年度 3 月 31 日時点）（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	6	7	9
18 歳～64 歳	45	44	44
65 歳以上	8	10	12
合計	59	61	65

資料：中土佐町

■障害の程度別（各年度 3 月 31 日時点）（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最重度 A1	13	13	13
重度 A2	6	7	7
中度 B1	17	17	18
軽度 B2	23	24	27
合計	59	61	65

資料：中土佐町

2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の実態

精神障害者保健福祉手帳の所持者数に大きな変動はなく、微増傾向にあります。

■年齢3区分別（各年度3月31日時点）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	0	0	0
18歳～64歳	44	41	41
65歳以上	10	14	15
合計	54	55	56

資料：中土佐町

■障害の程度別（各年度3月31日時点）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	5	5	4
2級	35	37	41
3級	14	13	11
合計	54	55	56

資料：中土佐町

4. 成年後見制度の相談に関する現状

中土佐町では、「権利擁護支援センター」設置後に定期的な専門相談（法律職）の機会を設け研修や広報・啓発の機会を増やしてはいるものの、関連して成年後見制度利用者が増加しているとは言えません。権利擁護支援センターの相談において、後見制度に関する内容の相談比率は高まっていることがわかります。その内容はほとんどが制度利用についての相談となっています。

地域包括支援センターの相談実績は、徐々に増えていきます。また、町直営の障害者生活支援センター「結」の相談実績は横ばいですが、社協の障害者相談支援事業所では近年増加しています。

これらは、制度の普及啓発や対象者に対する丁寧な相談支援によるものであると考えられ、また、「権利擁護支援センター」設置の効果であるとも考えられます。

これからも、福祉サービスとの十分な連携や対象者の生活実態の適切な情報把握などにより、適切な利用につながることを目指していきます。

1) 権利擁護支援センター実績

① 相談実績（単位：件）

	平成29年度	平成30年度
相談件数	31	23
うち後見制度に関する相談件数	6	11

② 相談会の利用実績 (延べ件数)

	平成 29 年度	平成 30 年度
スーパービジョン	35	28
司法との専門相談	10	14

③ 主な相談内容 (単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待（疑いを含む）	9	3
成年後見制度	6	11
財産・金銭管理	4	4
生活困窮	3	2

2) 地域包括支援センター実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	5	7	11	9

3) 障害者生活支援センター「結」実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	2	1	1	1

4) 障害者相談支援事業所実績 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援人数	0	0	4	4

5. 成年後見制度利用者の状況

1) 成年後見制度利用実績 (単位：人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平成 29 年 7 月 20 日時点	14	2	0	0	16
平成 30 年 10 月 21 日時点	15	2	0	0	17

資料：家庭裁判所

※成年後見人等が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

2) 成年後見制度利用者数と後見人等の資格者実績 (H31年2月15日現在) (単位:人)

	成年後見制度の利用者数	後見人等の資格	人数
後見	15	弁護士	1
		司法書士	7
		社会福祉士	2
		法人	1
		親族	4
保佐	1	弁護士	1
補助	0		0
任意後見	0		0
合計	16		16

資料: 家庭裁判所

※平成31年2月15日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した統計に基づく概数であり、今後の集積整理により異動が生じることがある。
 ※成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

6. 法人後見受任体制と利用実績

中土佐町社会福祉協議会が平成28年度に法人後見受任体制整備を行い、平成29年度から1名の後見人を受任しています。

7. 日常生活自立支援事業の利用実績

日常生活自立支援事業は平成25年度からは中土佐町社会福祉協議会が高知県社会福祉協議会から受託して実施しています。利用人数は15名前後で推移しています。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	15	17	16	14

8. 成年後見制度利用支援事業の利用状況

老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法に基づき、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」には、首長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。中土佐町では平成26年10月から中土佐町成年後見制度利用支援事業を実施しております。この事業は首長審判申立を行う場合において必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難なものに対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とした事業となっています。

平成27年度に高齢者で2件、障害者で1件、平成28年度に高齢者で1件、平成30年度に障害者で1件の首長申し立てがありました。

審判請求に際し必要な費用は、町が負担することとなっていますが、求償権を得るため、審判請求の申立てと併せて手続費用の負担命令に関する申立てを行い、求償権が得られた場合は、成年後見人等に対して当該費用の請求を行っているため、現在まで助成を行った実績はありません。

成年後見人等の報酬に対する助成は平成28年度から1名の対象者に対して行っています。

これまでの実績は少数ですが、高齢化の進行により首長申し立て件数や後見人等に対する報酬助成は今後、増加が予測されます。

1) 成年後見制度首長申立利用状況 (単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者 (申立分類)	0	2 (後見1・保佐1)	1 (後見1)	0	0
障害者 (申立分類)	0	1 (後見1)	0	0	1 (後見1)

資料：中土佐町

2) 成年後見人等の報酬に対する助成利用状況 (単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者	0	0	1	1	1
障害者	0	0	0	0	0

資料：中土佐町

第3節 成年後見制度利用促進に関する課題

1. 高齢者のいる世帯のうち、独居世帯、高齢者のみの世帯が4割以上であり、認知症等判断能力が低下し、金銭管理、日常生活の支援が必要な状態の高齢者が増加していくことが推測されます。障害者数は微増状況にありますが、制度の周知が図られるとともに利用者が増加することが予測されます。
2. 中土佐町での障害者計画策定にあたり平成27年度に実施した住民アンケート調査では、成年後見制度について、「名前も知らない」「名前は聞いたことはあるが内容は知らない」と回答の方が合わせて半数以上(56・2%)もありました。制度利用の必要な対象者が利用できるために効果的な広報啓発活動を行っていくことが重要です。
3. 平成28年度に町内の各相談支援機関において高齢者・障害者等の支援に直接かかわる常勤職員を対象に実施した「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」結果では、成年後見制度を知っていると回答した方は4割台となっていました。また、成年後見制度の利用を検討する際には「個別訪問等による制度説明」「相談支援時の同行や同席」を希望する職員が多くいました。このことから、相談支援職員を対象とした制度の啓発活動や研修が必要であり、また重層的に対応できる体制を継続することが必要です。
4. 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用者数は微増状況ですが、今後を勘案すると増加が予測されます。また、親族がいない、またはいても支援が得られず、適切な第三者後見人が得られない人等に対する後見業務として、法人後見人のニーズも増えていくと考えられます。これらの状況を踏まえ、担い手育成のための人材育成研修を計画的に行っていく必要があります。

5. 成年後見制度の利用に係る申し立てや費用負担が困難な状況にあっても、制度の利用ができるよう、支援体制が整備されていることが必要であり、その体制を点検評価しながら事業の見直し等を行う必要があります。

第4節 基本的な考え方・目標・基本方針

中土佐町では成年後見制度の利用に関する現状及び課題から、課題解決に向けた施策を地域福祉計画と一体的かつ総合的に展開していきます。

目標

町ぐるみの権利擁護の取り組みで、暮らしを支え合うことができる中土佐町をめざします。

基本方針

- 1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 2) 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけた活動展開

第5節 具体的な施策・事業

平成25年度から取り組んできた中土佐町の権利擁護支援基盤を活用し、「権利擁護支援センター」を中核に置きながら、地域福祉活動と一体的な取り組みをさらに発展させていきます。

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

1) 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域福祉活動で取り組んでいる地域の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人が一次相談機関に早期につながり、支援ができる体制をさらに強化します。「あったかふれあいセンター」ばかりではなく、社協の各部門担当も含めて連携した地域づくりや、その他の一次相談機関、地域資源との信頼関係づくりも進めていく必要があります。

権利擁護支援の必要な人の身近な親族、福祉・医療・地域の関係者らに加え、後見人等が支援に加わる中で、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。本人を支える「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができる支援体制を確保していきます。

2) 権利擁護支援のための連携会議

権利擁護支援が必要と思われる対象者の支援方針を協議決定する会議として、権利擁護支援センターが実施しているスーパーバイズ事業及び司法との専門相談事業の場を活用した「支援方針決定会議」や、「安心生活応援ネットワーク会議」等を活用して実施します。

① 「支援方針決定会議」（調整は権利擁護支援センター）

権利擁護支援の専門家による本人や支援ニーズに関する見立てや支援方針への助言、または司法との支援検討により、成年後見制度の利用が必要と判断された対象者について、支援関係者が役割分担を行い制度の利用に結び付けていきます。

② 「安心生活応援ネットワーク会議」（調整は権利擁護支援センター含む社協）

平成 30 年度から中土佐町で取り組んでいる会議。複合的な課題を抱えている世帯の課題を解決していくために、支援機関間の協議の場を設定し、情報共有や課題解決のための支援方針の決定、役割分担議、モニタリングを行う会議。企画運営には「相談支援包括化推進員」が関わる。

3) 「協議会」の体制

平成 28 年度から設置運営を行っている「権利擁護支援システム推進委員会」は、地域での権利擁護支援システムの推進と検討等を行うことを目的とした委員会であり、法律職、福祉職や関係機関等で構成された会議です。

地域における成年後見制度の取り組み状況の点検、評価や検討を継続的に行う「協議会」として位置付けます。現在、家庭裁判所は構成機関には含まれていませんが、定期的に参加を依頼し、意見交換等を実施していきます。

この会議の事務局は健康福祉課と権利擁護支援センターが協働で担当し運営を行います。

2. 「権利擁護支援センター」を中核機関として位置づけた活動展開

平成 29 年 7 月から事業運営を行っている「権利擁護支援センター」を、中土佐町基本計画における「中核機関」に位置づけ、活動を展開していきます。活動区域は中土佐町全域とします。

「権利擁護支援センター」は二次相談機関として位置付け、一次相談機関からの相談を受け調整・役割分担を行い支援対応する方法を基本的な活動体制とします。また「権利擁護支援センター」の事業計画を立案し計画的に実行していきます。

現在までの経緯を踏まえ、「権利擁護支援センター」の運営は引き続き中土佐町社会福祉協議会へ委託します。

1) 権利擁護及び成年後見制度に関する弁護士及び司法書士による専門相談及び専門支援

一次相談機関を対象とした福祉と法律（弁護士・司法書士）の専門相談をおおむね毎月 1 回開催します。臨時相談も行い緊急の事例への相談にも対応します。

2) 成年後見制度の利用促進に関する取り組み

一次相談機関から相談があった対象者で、成年後見制度の利用が必要な方が適切に成年後見制度を利用できるように調整を行います。

(1) 後見人としてふさわしい親族がいる場合、後見人の役割を理解し、孤立や不安などなく安心して後見等業務に取り組むことができるよう助言を行います。

(2) 専門職後見人や法人後見など利用者の状況に応じた役割を持つ成年後見人が候補者となり、本人にふさわしい成年後見制度の利用ができるよう、チームによる状況把握に努めるとと

もに、スーパーバイズや司法との専門相談を活用して検討を行います。

- (3) 親族後見人やその他の後見人等の日常的な相談に応じます。後見人と本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し対応できる状況を一次相談機関と調整しながら確保します。
- (4) 日常生活自立支援事業の利用者が、状況に応じてスムーズに成年後見制度への移行ができるよう努めます。
- (5) チームによる支援経過の中で対象者の状況の変化を早期にキャッチし、後見類型の転換が望ましい対象者については、状況に応じた移行手続きが進められるよう支援します。

3) 権利擁護に関する広報及び啓発

社協ホームページや「権利擁護支援センターだより」、地域福祉の取り組み等を通じて成年後見制度の相談窓口の周知や成年後見制度に関する周知をはかります。

また、中土佐町の成年後見制度利用支援事業についても併せて周知を図ります。

4) 権利擁護に関する人材育成事業

成年後見制度の理解を深めるための研修を専門職向けに実施します。研修参加者の理解が深まりやすくするため在宅支援を行っている職員、施設支援を行っている職員と受講対象者別に内容の工夫をします。

また虐待予防や対応に関する研修も実施します。一般住民や民生児童委員を対象とした研修では虐待の早期発見の必要性や気づいた時の対応について主眼を置いた内容とし、専門職対象として施設支援者向けの研修を実施していく予定です。事例検討を通して在宅支援者を対象とした研修を実施し、スキルアップを目指します。

5) 住民の権利擁護支援活動への支援

中土佐町内には成年後見の受任ができる法律職は司法書士 1 名です。また法人後見人としては社会福祉協議会 1 か所です。成年後見制度の利用者の増加が予測されるなか、法人後見業務を支援できる人材や日常生活自立支援事業の生活支援員活動ができる新たな人材養成を行い、裾野を広げるために『権利擁護支援者養成研修』を実施します。

中土佐町単独では受講者が少ないことが予測されるため、研修開催にあたっては高幡圏域の市町にも参加を呼びかけます。また、研修内容は高知市で行っている市民後見人養成講座を一部含んだプログラムとしますが、中土佐町の実情に合わせた研修内容とし、人材育成を図ります。

6) 権利擁護に関する支援を推進するための関係機関及び団体等との連携及び調整業務

権利擁護支援センターは二次相談機関です。そのため一次相談機関との連携を重視し活動展開を行っていきます。

高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議と連携した虐待予防・対応研修や、障害者地域自立支援協議会、地域包括支援センター等の関連する会議とも連携を図り、権利擁護支援活動が効果的に実施できるよう調整を行っていきます。

さらに、家庭裁判所とも、個別支援やシステム推進委員会等を通じて連携できる関係性を築きます。

7) 権利擁護に関するスーパーバイズ

スーパーバイザーを招聘し、一次相談機関での対応が困難な事例に対し見立てへの助言や具体的支援内容について助言を受けます。助言により実施した支援についてモニタリングの機会を設け支援の展開について確認していきます。